

# 古文書における「差(さす)」と「遣(つかはす)」について

三保忠夫

## はじめに

「古文書」の基本的な表現方法を究明するため、先に、「尾張國解文」を取り上げ、この所用漢字の用法について考察した<sup>①</sup>。その結果、「古文書」にも、一定のことは——和語や字音語——は一定の漢字によって表記される傾向が認められ、ここには、一定のルールにのっとった基本的な表現方法があることを知った。本稿に取り上げる標記の「差」もその一端である。

この「差」字は、「和語」「さす」を表記したものである。しかしながら、従来、これを「遣」と混同し、「差」を「つかはす」と解してしまつたものが少なくない。和語「さす」そのものも、その意味用法を十分に理解してきたとはみうけられない。

そこで、以下に、「差(さす)」、「および」、「遣(つかはす)」について詳しく検討し、今後に混乱の生じないよう整理しておきたい。

まず、「さす」という日本語の意味、用法はどのようであろうか。また、「つかはす」との関係につき、従来、どのように説明されてきたのであろうか。こうした点に注意しながら、仮名文学作品の類から用例をひろい、次のような「頭注」(日本古典文学大系)を引いてみた。

○ かの十五日、司<sup>さき</sup>く<sup>に</sup>仰<sup>おほ</sup>せて、勅<sup>お</sup>使<sup>し</sup>少<sup>す</sup>将<sup>しやう</sup>高野のおほくにといふ人をさして、六衛<sup>むゑ</sup>の司<sup>さき</sup>あはせて二千人の人を、竹取<sup>たけと</sup>が家に遣<sup>つかは</sup>す。  
(竹取物語、日本古典文学大系、六一頁)

「A〔特定固有の人物〕をさしてBに遣わす」という構文は後述の和化漢文などにおけるところとも通じている。その文章と漢文との関わりが、こうした点にも認められよう。「頭注」には、「さして」は、指名して。」とある(阪倉篤義校注)。

○ 兵衛<sup>べゑ</sup>の尉<sup>じゆう</sup>はなれてのち、臨時<sup>りんじ</sup>の祭<sup>まつり</sup>の舞人<sup>まひ</sup>にさゝれていきけり。

(大和物語、一一三段、日本古典文学大系、二九〇頁)

「さす」についての頭注はない(阿部俊子・今井源衛校注)。

○ 蔵人の源少将、字佐の使にさされて下るに、それより……

(宇津保物語、菊の宴、日本古典文学大系二・七二頁)

頭注に、「「さす」(差)の未然形に受身の助動詞「る」が接続したもの。「請差 良家子一為使者」と(欽明紀廿一年九月)。  
遣わす、やる。」として、『源氏物語』の藤裏葉の例が引かれている(河野多麻校注)。

○ 「わざと、使さくれたりけるを。はやう物し給へ」と、ゆるし  
たまふ。  
(源氏物語、藤裏葉、日本古典文学大系三・一八七頁)

頭注に、「使者を向けられたのであったからねえ。」とある(山  
岸徳平校注)。

○ 其ノ後、日来ラ経ルニ、后被免リケ。后、「偏ニ此レ、長谷ノ  
観音ノ助ツ」ト知テ、使差テ、多ノ財物ヲ令持メテ、日本ニ  
送テ長谷ノ観音ニ奉ル。其ノ中ニ、大ナリナ鈴・鏡・金ノ簾有リ、  
于今彼ノ山ニ納メ置タリ。

(今昔物語集、巻第十六、新羅后蒙国王智得長谷観音助語第十  
九、日本古典文学大系三・四六二頁)

頭注には、「つかわして。」とある(山田孝雄、山田忠雄、山田  
英雄、山田俊雄校注、昭和四〇年一月、第三刷)。

○ 後に、后、もち給へる宝共をおほく、使をさして長谷寺に奉り  
給。その中大なるすゞ、かぐみ、かねのすだれ、今にありと  
ぞ。

(宇治拾遺物語、一七九、新羅后后金樹事、日本古典文学大系、  
三九四頁)

右の『今昔物語集』の類話である。頭注に、「他動四。指名する。

任命する」として『大和物語』一―三段の例が引かれている(渡辺綱  
也、西尾光一校注)。

○ 六十五年秋任那ノ国、使ヲサシテ御ツキヲタテマツル

(神皇正統記、崇神天皇、日本古典文学大系、七三頁)

頭注に、「使を派遣する。使者の名、蘇那葛叱知(そなかしち)。」  
とある(岩佐正校注)。

以上、仮名文学作品の類における多少の用例と、従来におけるそ  
の解釈の一端とを引用した。これらを概観すると、「さす(差)」  
の解釈として、大体、二様のあることが知られよう。

〔X〕―「つかはす」、または、「やる」、「使者を向ける」、  
「使を派遣する」などと解釈するもの。

『宇津保物語』、『源氏物語』、『今昔物語集』、『神  
皇正統記』等の頭注。

〔Y〕―「指名する」、「任命する」などと解釈するもの。

『竹取物語』、『宇治拾遺物語』等の頭注。

〔X〕の解釈は、和語「つかはす」に対しても可能である。和語  
の「さす」と「つかはす」との間に、何の差異も、あるいは、どれ  
ほどの差異も認めないものであろう。それに対し、〔Y〕の解釈は、  
これを「つかはす」に宛てはめることは不可能である。「さす」と  
「つかはす」とを区別するものであろう。妥当な解釈は、二様の内、  
いずれの方であろうか。

『竹取物語』には、「勅使」として固有の人物を「さして」とあ  
り、これを、六衛府の二千人と一緒に竹取が家に「遣す」とある。  
二語間の意味上の相違は明白である。『大和物語』には、固有の人  
物が特定の役目に「さされていきけり」とある。『源氏物語』には、

「わざと」「使」に「さゝられたりけるを」とある。『今昔物語集』には、后が財物の奉納のために「使ヲ差テ」、これを日本に「送テ」とある。『宇治拾遺物語』にも「神皇正統記」にも、「使をさして」とある。これらからすれば、「さす」とは、「つかはす」ことを意味するものではない。結果として、あるいは、ツカハスこととなる場合もあるう。しかし、「さす」の本義は、「特定の役目のために特定固有の人物を選んで指名する」、または、「特定固有の人物を指定して役目にあてる」ことであろう。従って、右の二様の内でも「Y」の方は適切な解釈といつてよいが、「X」の方は正解とすべからぬ。これは、「さす」と「つかはす」とを混同したものとみうけられる。

二

「さす」という和語は、先の『今昔物語集』にみるように、「差」字で表記されるのがふつうのようである。『色葉字類抄』にも次のようにある（\*印の字には合点がある）。

指 \* 音旨 忍 差 \* 楚佳反一使也  
サス 示也 刺 \* (十三字略) 已上同

(前田本、下48ウ2、サ部、辞字)

「指」には「示也」、「差」には「差使也」との、それぞれ意味用法上の注がある。先の『宇津保物語』、『源氏物語』その他の用法からすれば、対象とすべきは「差」字であり、この「差使也」との用法は、消息用の慣用的語句を集めた『消息詞』天正十五年本にも

差二 専使一

とみえる(四丁ウ3)。実際の文章にも、殊に、古文書には、「差使」や「差専使」という表現の多くみえること、後述のとおりである。一方、「つかはす」という和語は、「遣」字によって表わされるのがふつうである。『色葉字類抄』には次のようにある。この項には「差」字はみえていない。

遣 ツカハス 使信廻脚同上

(黒川本、中27ウ4、ツ部、辞字)

これに関連し、小林芳規博士の繰返し、言及されていることがあり。即ち、「遣」は、「令」、「使」の類義字であるが、和化漢文の類においては、次のような「使い分け」があるとされるのである。

令 || しむ (助動詞)

使 || つかひ、つかふ (名詞、動詞)

遣 || つかはす (動詞)

こうした三字間における「使い分け」は、古文書一般にも広く認められるように思ふ。字音語を形成する場合も、それぞれの意味、用法が基調となっている。

さて、「差」が和語「さす」を表わすものであれば、これは「遣」との間に「使い分け」を認めなければならなくなる。ところが、この「差」は「つかはす」を表わすものだとする説がある。

○ 太政官

天台法華女記(一巻) 拾巻

文句(句) 拾巻

右、被内裏宣稱、如聞件経、在東大寺寺主賢高禅師所、宜并

彼禪師奉請者、仍差玄蕃少属少初位上安倍朝臣御笠、充使。屈請。

○(大政官符、延暦二十四年二月二十五日)  
使内舍人從六位下安倍朝臣庄主

右、被内侍宣稱、為太上 天皇御靈、宣令奈良七大寺衆僧一七日読経、者今依宣旨件人差使、令賈名香向東大寺、乞察此状、始自今月廿六日迄于来十月三日、如法行真 至心読誦、委曲之旨、亦在使口、

(内侍宣、延暦二十四年九月二十四日)

右二通の文書については「解説・解説」が行なわれており、

これによれば、前者は、

……御笠を差して使に充て、屈請す。

と解説され、後者は、

てれば、今宣旨に依りて件の人を使に差し、名香を賈らして東大寺に向わしむ。

と解説されている(川崎庸之担当)。

しかし、「差」は「つかはす」ことではない、安倍御笠という特定の人物、安倍広主という特定の人物を、「使」として選び指定することである。

○渤海国中台省 牒上 日本国太政官

応差入観 貴国使政堂省左允賀福延并行従常僧伍

一人使頭 政堂省左允賀福延

一人嗣使 王宝璋

二人判官 高文喧 鳥孝順

(以下、録事、訳語、史生、天文生等を略す)

牒奉 処分日城東遥遼陽西阻、(中略)、賈書遣使、爰至于今、宜遵旧章、欽修觀礼、謹差政堂省左允賀福延令觀 貴国、者准状牒上日本国太政官、謹録牒上、謹牒、  
(渤海国牒、咸和十一年閏九月二十五日)

これは日本人の起草にかかるといえるであろうか。咸和十一年とは、日本の承和八年(八四二)に相当する。これについても「解説・解説」が行なわれており、それによれば、

「差」は、単に「使」を目的語とし、「差」は特定固有の人物を目的語としている。即ち、「遣」は使者を「つかはす」ことであり、「差」は、その使のために人選し、指名することである。

このように、右の諸例における「差」は「つかはす」と解釈すべきものではない。『竹取物語』や『色葉字類抄』などを参照しても、これらは正しく「さす」と解釈すべきものである。古文書における用例は、後に詳しく述べる。

(イ) 撰幹了之使、差暴悪之人、令勘責如切燒  
(尾張国解文、第八条、永延二十一年十一月八日)

(ロ) 入部之使阿責之間、(中略)、強差賄賂之時、儉致阿答(同、第十四条)

「尾張国解文」の逐条につき、総合的な、かつ、詳細な研究をなされた阿部猛博士は、これらに「つかはす」との読本を示されている。しかし、この解文には、さらに次のような例がみえていて、

これらには「さす」と付訓されている(この他、一例、「所由差法」  
との熟語がある)。

(イ) 而為宥子姪伴類、不知法条所差、只任貪欲之權、無狀顧狂心之輩、(第十六条)

(ロ) 一 請被裁断、非旧例、国雑色人并部内人民等、差負夫馬、京都朝妻両所、令運送雜物事、(第二十三条)

(ハ) 一条 全付公帳前司填納已分差官物事、(第三十一条)

ここで、阿部博士は、同一の「差」字を同じく動詞で「つかはす」と「さす」との二様に解釈されている。こうした二面的な解釈は、古文書では確かに許されることもある(別稿)。だが、今の場合、その必然性はなく、これでは読者の側に混乱を招きやすく、従って、古文書作成者の意図した表現内容も正しく伝達されない恐れがある。古文書の使命は、相手に訴え、相手を行動させることである。公家の日記類と大きく相違するのは、この点である。その文字表現の方法も決して恣意的なものでなく、常に読者の側への配慮があるうと思われる。

そこで「差」字のになう和語とは何かということになるが、(イ)の場合、「差」は「撰」とほぼ同義で、暴悪の輩を使者として選び、指名する(または、遣わすためにその役にあてる)の意であろう。古訓にも「差」とある(応長本)。(ロ)も「さす」であろう。賄略とは、一定の目的を達するために贈収される金品であり、そのみかえりは、当初において指定されている。「差」は、賄略のそうした性格のもとで用いられたものであろう。これも古訓「サス」に従ってよい(井上本)。第十四条には、また、「遣」、「使」、「令」の三字もみえている。

(イ)以下の諸例につき、これらを「さす」と解することについては阿部博士の読本のままでよからう。

こうして、「尾張国解文」における、動詞としての「差」字五例は、役目を指定する、その役に指名する、または、規定する、定めるといった意味を表わすものであり、みな「さす」と解してよいと思われる。

「差」字が和語「つかはす」を表記したものだと言われる先字に、また、小山登久氏がおられる。小山氏は、奈良時代の太政官符における「差」について言及された。これまでは、国史学、古文書学の方面からの解釈、読解であり、また、これといった論証も根拠も示されなかったが、小山氏は、国語学、就中、記録語の研究者であり、この「差」字を「つかはす」と認定するについても、「次のような方法によって、漢字のあらわす和語をわたくしに推定した。」と述べられ、然るべき方法、根拠を提示しておられる。

もっとも、その根拠とは、諸橋轍次博士著『大漢和辞典』に引用する「陔余叢考、差」の所説である。小山氏は、その一部だけを引かれたが(次の\*印以下の部分)、ここでは全文を引用する。

○「差」字、(集韻、初佳切、入佳韻平声)、(五)「つかはす」派遣の語釈。「陔余叢考、差」の引用文。

官府遣、役、輒曰、差、顔師古匡謬正俗曰、詩云、既差、我馬、毛伝云、差、扱也、謂、扱、取強壯者、今云、差料、亦此意、遣、人曰、差、蓋亦謂、扱、扱其人可、応、役者、耳

(大漢和辞典、卷第四、三七七頁)

小山氏は、この「遣人日差」を「つかはす」と解釈されたのであるが、これは不審である。諸橋博士の「語釈」のしかたにも問題が

あるが、この「差」は「遣」と全同ではない。即ち、文中、「差」とは「役に遣はす」ことだとある。また、「人を遣はす」ことだとある。(強壯の馬をえらんで自分の馬に指定すること、また、)その役目にふさわしい人物をえらび出し、使者として遣わすことが「差」である、と解されよう。こうした「差」が日本語の「さす」に相当すること、これまでに述べてきたとおりである。

中国語としての「差」は、文脈によつて「ツカハス」と訓読することは不可能ではない。たとえば、唐代、開元六年(七二八年)になつた『金剛般若經集驗記』の石山寺本平安初期点には、次のような付訓がある。

差首望張蘭、往瀘州、掩捉

「ツカハ(して)」の白点

王今遣、取公来

「ツカハセリ」の朱点

「差」、「遣」に「ツカハス」と付訓されている。しかし、こうした訓点資料の傍訓をもつて、直ちに古記録、古文書、その他の和化漢文の類における用字法を云々するのは、適切でない。漢籍や仏典を「よむ」ことと和化漢文の類を「よむ」ことは大きく相違するのである。

また、訓点資料と関わりが深いとされる『観智院本類聚名義抄』を参照すると、ここには、「差」につき、次のような和訓が掲げられている(佛下末二八一、声点略)。

ナカハ サス イユ エラフ タカフ シナ マサレラク

サシテ アテ、カタチカヒ シサイ シナ

しかし、ここに、サス、サシテはあつても、ツカハスがないこと

に注意される。「差」字と和語「つかはす」との間には、かなりの距離があるように思われるのである。

### 三

仮名で「さす」と表記された場合においてさえ、わざわざ「つかはす」と解釈するほどであるから、「差」が誤解されてきたのも無理はないかもしれない。「差」の意味、用法につき、また、「遣」との相違について、さらに検討しよう。比較的都合のよい用例は古文書に求め得る。

#### ○ 太政官符左京職

応修理佐保川堤六処

築堤二処

堀四処

応役單功三百七十六人

使、左衛士員外佐從五位上武蔵宿祢不破麻呂從三人

主稅助外從五位下日置造道形 從三人

左京大進正六位上尾張連豊人 從三人

以前被内臣正三位藤原朝臣宣備、修理川堤差件人等充使、發遣者

職宜承知、早速修造、(略)、亦使依例供給、但五位已上出役

夫食者、各令其家充、符到奉行、

(太政官符、宝龜四年二月三十日、寧桑遺文、上、三三七頁)

「件人等」とは標記の人物達であり、これらを「差」して「使ニ充テテ、發遣セヨ」とある。ここに「差」(「特定固有の人物」)、「充」使、發遣」という構文がみてとれる。「差」、「遣」はともに動詞であるが、「差」は、その役目のために人選すること、選んで

指名することであり、「遣」は、これを「つかはす」ことである。

○ 右辨官下 撰津国并広田社

使。右史生安倍久種

從參人

使部式人

從各参人

右、右大臣宣、為令、遂行彼社狩獵神事、差件等人宛使、發遣如件、(略)

○ (官宣旨案、正元二年二月十四日、鎌倉遺文十一・三八四頁)

「件等人」とは冒頭の久種以下である。「差」と「遣」、および、「使」、「令」の四字間の使い分けも明瞭である。

右のような構文により、「差」と「遣」との相違は明らかであるが、次の、「差」、「特定固有の人物」、「遣」という構文でも同様であらう。

○ 被太政大臣宣傳、備前国鹿田荘者、任度々官符旨、召国司寄人

等、殊被苛責之由、度々言上。仍去年十二月、為聞其実否、差

左京大属眞髮部久賢、下遣彼国。(略)

○ (太政官符、寛和二年十一月二十日、朝野群載、卷第七、国史

大系)

事実調査のために久鑿を指名し、備前国へ派遣するの意である。

「差」という行為の後に、「下遣」という行為が行なわれる。「差」と「遣」とは別語である。

○ 太政官符安芸国司

僧都兼 遣伊都岐嶋社

令齋佛舍利老粒壺 入銀壺老口

右、正二位行権大納言兼中宮大夫藤原朝臣隆季宣、奉勅差件僧發向彼社、須下知牧宰充食参具馬老定令得往還、路次之国亦宜

准比。(略)

○ (太政官符、承安二年二月二十八日)<sup>13)</sup>

「件僧」は「僧都兼」で、これを使者として「差」し、伊都岐嶋社へ「発向」したのである。「発向」は「遣」に同義である。

○ 江州逆賊進攻寄、仍守護閑々、警固路々、(略)、不可令往返

上下諸人、但於能向入道大相国・前右大将并彼一族許之輩口、尋問交名、差副別使者、可免遣之由、依 新院御気色、執達如件、

○ (高倉上皇院宣、治承四年十一月二十二日頃カ、平安遺文八、

三〇〇八頁)

○ 右権中納言源朝臣定実宣、奉勅、為令催沙汰、正八幡宮遷宮神宝御装束等事、差件等人、發遣如件、府宣承知、使者、経彼之間、依例給食馬、路次之国亦宜准比、官符追下、

○ (官宣旨案、文応元年八月二十三日、鎌倉遺文十二・一七頁)

「件等人」には「紀国重」との編者傍注があるが(竹内理三博士、これも選択され、名ざしされた人物であらう。

下に「遣」を伴わない次のような例もあるが、「差」自身の意味するところは右と何ら変わらないであらう。

○ 右、被今月六日内宣傳、件経律等目錄、暫時令請者、今依宣旨

差鑿子上君麻呂、充使令奉請、具状、故牒、

○ (道鏡牒、天平宝字六年六月七日、大日本古文書五・二三八頁)

宣旨によって鑿子上君麻呂を「差」し、「使ニ充テ……」とある。「差」の目的語は特定固有の人物名である。

○ 太政官符

庇差健兒事

大和国州人 河内国州人 和泉国廿人 (略)

以前被石大臣宣備、奉 勅、今諸国兵士、除辺要地之外、皆從停廢、其兵庫鈴藏及国府等類、宜差健兒以充守衛、宜簡差郡司子弟、作番令守。

(太政官符、延暦十一年六月十四日、類聚三代格、卷第十八、新訂増補国史大系、後篇、五五九頁)

誰でも「健兒」になれたわけではない。「健兒」は、おもに地方有力者の子弟の中から選抜されたのである。「簡」の意もエラフである。

このようにして、「差」は「さす」、「遣」は「つかはす」という意味上の相違が確認されるのである。

#### 四

古文書以外のジャンルにおいても、情況は同様である。まず、奈良時代の例として次がある。

○ 右、以<sub>二</sub>神龜年中<sub>一</sub>、大宰府差<sub>一</sub>筑前国宗像郡之百姓宗形部津磨<sub>一</sub>、充<sub>一</sub>对馬送<sub>一</sub>粮船柁師<sub>一</sub>、也。干<sub>レ</sub>時、津磨詣<sub>二</sub>於淨屋郡志賀村白水郎荒雄之許<sub>一</sub>、語曰、(略)、津磨曰、府官差<sub>一</sub>僕充<sub>二</sub>对馬送<sub>一</sub>粮船柁師<sub>一</sub>、容爾衰老、不堪<sub>二</sub>海路<sub>一</sub>。故来視候。願乘<sub>二</sub>相替<sub>一</sub>矣。於<sub>レ</sub>是荒雄許諾、遂從<sub>二</sub>彼事<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>肥前国松浦良美称良久崎<sub>一</sub>、発船、直射<sub>二</sub>对馬<sub>一</sub>、渡<sub>レ</sub>海。登時忽天暗冥、暴風交<sub>レ</sub>雨、竟無<sub>二</sub>順風<sub>一</sub>、沈<sub>二</sub>没海中<sub>一</sub>焉。(略)

(万葉集、卷十六、三八六九、左注、日本古典文学大系四・一五七頁)

「差」につき、「つかわして。」との頭注があるが(高木市之助

五味智英、大野晋校注)、これでは、(他ならぬ)津磨を名ざしして、の意が抜け落ちてしまう。適切な解釈とはいえない。津磨は、きつと、名づつての柁師であつたと思われる。

平安時代の公家の日記から若干の例を引く。

○ 十九日、興福寺僧等来、奉御賀卷数、差<sub>レ</sub>少将奉入、便有勅宣并布施、但内蔵官人頒布施来(米)也、

廿一日、西、中宮奉賀天皇、

廿三日、山座主・三綱等、御賀卷数将来、即差<sub>レ</sub>少将奉入、有勅答・布施等如山階、

(貞信公記、延長二年十二月十九日〜二十三日、大日本古記録、九四頁)

藤原忠平の日記である。宇多法皇の六十御賀に際し、興福寺僧等、また、天台座主等が御賀卷数を奉上したというもの。少将とは藤原実頼で、彼は指名されてその任に当つたか、あるいは、その専任の係であつたかであろう。

○ 八日、従大内山、差嘉種朝臣、有恩問、

(同、延長三年正月八日、同古記録、九五頁)

宇多法皇より、源嘉種をもつて順子に恩問あつたというもの。誰でもいいような者が使に遣わされたのではない、嘉種は宇多法皇のもとに親しく出入りしていた人物だつたから、ここに格別の御指名があつたことと考えられる。

○ 従大内山差瀧口武者文室保持、仰遣賀茂齋院群盗入来之由、又差伴彦頼、有内仰、曉成国朝臣来告同事由、天使随時朝臣来、有昨夜群盗事・勅計等事、

(同、天慶十年二月二十七日、同古記録、二四三頁)

「差」の第一例は、宇多法皇が瀧口の文室保持を名さしして使者とし、事件について「仰遣」わされたというもの。第二例は、伴彦頼を指名して村上天皇の仰があったというもの。

○ 三日、或説云、佐保殿不当南方者、仍殿下御惱頗有小間者、今日欲進発、身代差伊<sup>尹</sup>、奉上錦五色幣・神宝・舞人・走馬等、

(九曆、天曆元年二月三日、大日本古記録、三頁)

藤原師輔の日記である。春日祭に、師輔は伊尹をして奉幣させた。名代として、他ならぬ嫡男を「差」したのである。

○ 公忠宿祢申云、闕荷前使之侍従等可罪之法、式条已存、而年来依不如(法脱<sup>刃</sup>被<sup>札</sup>札行、而勤事之者已少、緩怠之輩巨多、

(略)、又公忠宿祢申云、可充使之侍従并内舍人等已少者、仰云、依例可差<sup>高</sup>高年之人、又至于内舍人代者、可差<sup>散</sup>散所人、

(同、天曆元年十二月十三日、同古記録、一〇四頁)

荷前使の侍従は高年令者を選んで任命せよ、内舍人代は散所の者を選んで任命せよ、とある。師輔の仰言はこのようであったが、しかし、当日の様子は次のようである。

○ 十六日、甲、此日有荷前事、(略)、公忠宿祢申云、侍従等或

參待賢門申障由、或不申故障、其替可被<sup>定</sup>定行者、仰云、參待賢門之輩早遣<sup>令</sup>令<sup>実</sup>実檢之、但長官障所者、諸司長官之中<sup>可</sup>可堪<sup>之</sup>之者充之者、外記是連申云、依先日宣旨、而内舍人不足之代、以

散所人差仰之、而或申障由、或罷去他所也、因之猶不足五人也、

仰云、(略)、

(同、天曆元年十二月十六日、同古記録、一〇四、一〇五頁)

侍従達は、やはり故障を申し立てたので、師輔は、「使」を「遣」わして実否を調べよ、と命じた。やむえない場合は、代りの者を選

び、指名せねばならないが、長官にかぎっては諸司長官の内から適切な人物を選んで役にあてよ、と命じている。この、複数の人物(候補者)中から「<sup>可</sup>可堪<sup>之</sup>之者、充<sup>之</sup>之」という行為が即ち、「差」ということである。

○ 春日祭、近衛府使。左少將爲善調雜具申障之代右馬助仲舒、忽申

障称他行之由、敢不參云々、因之使<sup>舍</sup>舍人等、爲申其由參障頭、

舍<sup>感</sup>感人奏、仰云、雖無先例、不可默止、參彼社諸大夫等中、<sup>可</sup>可差<sup>仰</sup>仰之由、<sup>仰</sup>仰遣<sup>參</sup>參社外記所者、(略)

(同、斷簡、天慶九年十一月八日、同古記録、一七九頁)

「<sup>可</sup>可差<sup>仰</sup>仰」とは、適切な人物を選択して、の意である。この一句が「差」の意味するところをよく示している。

「<sup>可</sup>可差<sup>仰</sup>仰」は、古文書の言語に近い性格をもっているが、ここにも次の例がみられる。

○ 差<sup>左</sup>左近衛番長正六位上英保純行、同姓氏立、字自加友興等、被<sup>下</sup>下常陸下毛・下<sup>下</sup>下総之等國、

○ 如斯騷動之間、館内及府辺、悉被<sup>虜</sup>虜領、令<sup>差</sup>差幹了使、追長官於<sup>官</sup>官境、

真福寺本でも楊守敬本でも、——シテとしか仮名付けされて<sup>⑤</sup>いないが、竹内理三博士は、二例につき「差して」と訓読され、「差して派遣するために任命すること。転じて、ある役目を定めて派遣すること。」と頭注されている。<sup>⑥</sup>二例を「差シテ」と読む点では梶原正昭氏も同様である。だが、梶原氏は、その第一例を「派遣して」、第二例を「(屈強な者を使者として)添えて、(長官を京都へ追放させた。)」と(口訳)しておられる。「差す」は、十分理解されていないようである。

『高山寺本古往来』（院政期写）も和化漢文体によっているが、これには次のような付訓がある。

○ 被<sub>レ</sub>差定<sub>一</sub> 京<sub>上</sub>官米押<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>使之由<sub>一</sub> 只今從稅所判官代許<sub>一</sub>

申来<sub>レ</sub>（三二行目）

返状には、このたびの「差定」は「郡司書生<sub>一</sub>間有所伝言<sub>一</sub>」によつたとの、選考理由が示されている。「差」字は、この他にも用いられているが、これにツカハスと付訓した例はない。同訓が付されているのは「遣」字である。

先遣<sub>一</sub> 私<sub>一</sub>使<sub>一</sub>（七〇行目）

○ 重差<sub>一</sub>軍士、可被<sub>レ</sub>備防戰儀<sub>一</sub> 云

（吾妻鏡、治承五年二月二十七日）

平氏の大将軍平通盛、維盛、忠度等が数千騎を率いて、已に尾張国まで来ている、軍士を「差」して防戦の準備をなさるべきか、とある。「差」は軍士を選抜することであろう。寛永三年版に「差」とある。

以上、古文書以外から若干例を引用した。

### 五

『色葉字類抄』には「差使也」との用法が示されていた。『消息詞』には「差<sub>一</sub> 專使<sub>一</sub>」とあった。このように、「差」は「使」と連合してみえることが多い。「使」や「專使」でなくとも、ここにそうした役目を与えられた人物が位置すれば、同じことかもしれないが、しかし、一方「遣<sub>一</sub> 專使<sub>一</sub>」という表現は容易に見出せない。これからすると、「差」と「專使」との結びつき、および、

「差」と「使」との結びつきは、「差」の意味、用法を知る上で、また、「差」と「遣」との相違を知る上で、かなり重要な意味をもつてきそうである。

「差專使」という表現は、古文書の随所に見えている。右の『消息詞』の背景をなすものであろうか。

○ 被<sub>レ</sub>大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣<sub>一</sub> 備<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub> 勅。計帳公文宣差專使。自余之事一同前符者。

（太政官符、弘仁十三年四月十五日、類聚三代格、卷第十二、新訂増補国史大系、前篇、三六九頁）

○ 仍其為差專使<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub> 申上<sub>一</sub> 候了、  
この官符には、「差<sub>一</sub> 竿師充稅帳使<sub>一</sub>」との表現もみえている。

○ 玄嚴書狀、文治二年閏七月二十六日、鎌倉遺文一・九一頁  
中津河間事、金峯山請文、今朝差專使進上候了、

（大乘院僧正実尊書狀、建保七年二月十四日、鎌倉遺文四・三〇八頁）

こうした「差專使」は、重要な情況下で、專任の使者を選考する、の意味をもっている。「差」は、従つて、「遣」と代替することはできないのである。「差<sub>レ</sub> 使<sub>一</sub>」とか「差<sub>一</sub> 官使<sub>一</sub>」とかとしてみえるのも右に準ずるものであろう。

○ 応進上物事

右、前家恩沢延期已訖、然為進件物、遣<sub>レ</sub> 因播使<sub>一</sub>、今以消息且到來語云、（略）、然則今月廿日以前必將進送、又為催此物差使<sub>一</sub>、今更馳遣<sub>一</sub>耳、

○ 大津大浦啓、天平字二年九月四日、寧楽遺文、下、九五〇頁)

「差」、「遣」、「使」の使い分けも明瞭であらう。

○ 廿九日壬子。遣使者於石清水神社奉幣。告文曰。(略) 故是以從五位下行王殿權助大中臣朝臣国雄<sup>乎</sup>差使<sup>天</sup>礼代乃大幣帛<sup>乎</sup>令捧持<sup>天</sup>奉出須。(略)

(日本三代実録、卷第十六、清和天皇、貞觀十一年十二月二十九日、新訂増補国史大系、二五七頁)

同十二年二月十五日の告文、十一月十七日の告文などにも、同様、「差<sup>使</sup>使<sup>天</sup>」とみえる。

○ 右、右大臣宣、金賁如旧可打勝示東大寺所領板蠅玉瀧柚黑田庄官旨、差使<sup>天</sup>免遣如件、国宣承知、(略)

(官宣旨案、天喜四年閏三月二十六日、平安遺文三・八八二頁) 是日、領帰郷客使多治真人守善等引客徒出館。大使楊成規跪言、成規等觀聘礼畢。帰本土去。今差<sup>天</sup>大使。令其領送。(略)

(日本三代実録、卷第二十一、清和天皇、貞觀十四年五月二十三日、新訂増補国史大系、三〇九頁)

○ 広田社申狩獵神事、神咒寺妨事、差官使。無為可令<sup>レ</sup>遂行之由、可被<sup>レ</sup>下知之旨、所被<sup>レ</sup>仰下候也、仍執達如件、

(某御教書案、正元二年カ二月十四日、鎌倉遺文十一・三八五頁)

「使を(に)さす」という表現は第一節にもみられたが、こうした、下に目的語として「使」や「(人物)」を伴なう「差(さす)」は、その目的に応じて最も適切な人物を任命、指名する、の意であると知られよう。

○ 辨官某位某姓名<sup>乎</sup>差使<sup>行</sup>、進給状<sup>乎</sup>、申給<sup>入</sup>止申。

(祝詞、遷奉大神宮祝詞、日本古典文学大系、四四六頁)

右は、従来、「さし使はして」と解釈されてきた。また、この用例をもって「さしつかわす(差(し)遣(わ)す)」と見出し語を立てた辞典もあるくらいだが、しかし、この用例は「使を差して」と理解すべきである(補注)。但し、次は、「使」を動詞「つかふ」として用いたよつであり、「雑役にサシツカフ可し」と解釈される。

○ 以如此輩可差使<sup>進官留国雜役之状</sup>。無国不言。隨即有被聽許。(太政官符、延喜二年四月十一日、類聚三代格、卷第二十、新訂増補国史大系、後編、六三六頁)

なお、「使」を「遣はす」と表現した例も散見している。

○ 詔曰。(略)而<sup>乎</sup>思須<sup>女</sup>大心大坐<sup>亦</sup>依<sup>天</sup>奈<sup>乎</sup>使<sup>遣</sup>天<sup>大</sup>物賜<sup>布</sup>。(略)

(日本三代実録、卷第二十一、清和天皇、貞觀十四年五月二十二日、新訂増補国史大系、三〇八頁)

○ 望請官裁、早下遣官使寺家所領庄等、堺四至打勝示、永停止入国使并充国役者、

(官宣旨案、天喜四年閏三月二十六日、平安遺文三・八八三頁)

○ 雖然遣使者、可召上口由、令沙汰之處、

(法印某書状、治承四年十一月二十日、平安遺文八・三〇〇八頁)

○ 若被行配流候者、被下遣別御使、召上其身、可有御沙汰候、

(源頼朝書状、文治五年五月二十二日、鎌倉遺文一・三二六頁) 自今以後遺実檢使<sup>礼明本跡</sup>、(略)

(御成敗式目、第三十六条)

○ 是八幡宮寺与奥福寺禪執事。可遣御使之由。去五月被仰兩方之処。(略)

○ (吾妻鏡、卷第三十、嘉禎元年七月二十四日、新訂増補國史大系三・一六二頁)

○ 至於朕躬、而無一乘之使以通和好、尚恐王国知之未審、故特遣使持書、布告朕志、

(蒙古國牒案、至元三年(文永三年)八月、鎌倉遣文十三・九九頁)

構文上、「差……使」と「遣……使」とは類似しているが、「差」と「遣」とを混同してはならない。

六

「差」は、他の語と連合して、

差遣 差定 差副 差充 差下 差進 差使

といった複合語を形成する。就中、「遣」と複合した例が最も多い。

○ 差遣檢非違使、令勘諸國調物、宿□所□

(貞信公記、延長五年十二月十餘日、大日本古記録、一三三頁)

○ 左大臣招余之「云カ」、將一人差遣火所、可令守護恐所者、

(小右記、寛弘三年十一月十五日、略本、大日本古記録、一三五頁)

五頁)

○ 早着 (差) 遣 看督長 且 令 立 日記 且 被 禁 犯人 尤 所望也

(高山寺本古往来、八三行目)

○ 差遣伊豆江四郎、警固志摩國、

(吾妻鏡、治承五年正月五日)

寛永三年版では「差遣」との付訓がある。

「差遣」は「さしつかはず」という和語を表わしたものであること、これまでのところからしても明らかであろう。目的に相應して人物を選び、これを派遣する、の意である。「さす」のは、その使

に遣わすためであり、一方、「つかはず」ためには、それなりの人選を必要とする、ここに「差」と「遣」とが複合することになった

と思われる。従つて、これを単に、「つかわず、派遣する。」と解説する類は、やはり、適切でない。「差」の意味をも斟酌すべきであらう。

類例は枚挙に遑がない。その他の複合語についても省略に従うが、時代が下るにつれて、他語と補い合つた複合形の方が重宝されていくようにもみうけられる。

七

以上、古文書、および、公家の日記類、仮名文学作品などを資料として「差」と「遣」について述べてきた。この他にも得られる用例は少なくないが、紙面がないのでその一端を引くとどめた。本稿で明らかになつたのは次の点である。

「差」字は、和語「さす」を表記したものである。「つかはず」は「遣」字によつて表記される。

「差専使」という表現はあるが、「遣専使」という表現は見当らない。二語間の意味上の相違が、ここに端的に窺えるであろう。即ち、「差(さす)」とは、「使」や「特定固有の人物」を目的語として、「目的に相應して然るべき人物を選考し、指名する」と

いう意味を表わすものである。他方、「遣（つかはす）」とは、そうした人物を「使にやる、派遣する」という意味であり、この間の差違を混同してはならない。

「差」は、「遣」と複合して「さしつかはず」としてみえることも多い。この時、二語は、実は相補的な関係にあったものかと合点される。二語間の混同は、あるいは、こうした関係から生じてきたのかもしれないが、ここに、類縁の二語が補い合うことにより、一段と高度な表現が可能となったのである。

古文書は、従来、読みにくいとされてきたのであるが、これは読者の側にも多分の責任があったかと思われる。即ち、恣意的な訓読を続けるかぎり、その適切な解説はできないのである。「尾張国解文」にみたように、古文書は、その作成時点において、既に、一定のルールに基いて表現され、作成されている。事象（言語）によっては傾向にとどまることもあるが、従って、作成者の表現内容をより正確に読み取るうとすれば、このルールなり傾向なりを、まず、帰納し、この後、それに従って解釈していかねばならないのである。本稿は、こうした古文書研究の一環である。大方の御指導を賜れば幸甚である。

〔付記〕 小林芳規先生の御高説に導かれて本稿を成した。記して御礼申し上げる次第である。

註

- ① 拙稿「『尾張国解文の研究』——古文書における表現方法の基本的原則を求めて（一）——」、『鎌倉時代語研究』第三輯、昭和五十五年三月。

② 小林芳規「上代における書記用漢字の訓の体系」、『国語と国文学』、昭和四十五年十月。

同「国語史料としての高山寺本古往来」、『高山寺本古往来表白集』所収、昭和四十七年三月、東京大学出版会刊。

同「将門記における漢字の用法——和化漢文とその訓読との相関の問題——」、『日本漢文学史論考』所収、昭和四十九年十一月、岩波書店刊。

同「平城宮木簡の漢字用法と古事記の用字法」、『石井庄司博士喜寿記念論集上代文学考究』所収、昭和五十三年五月、塙書房刊。

③ 改訂新版、『図説 日本文化史大系4、平安時代（上）』（昭和四十一年二月、小学館刊）、第一六〇図（写真）、一四九頁。

④ 註③、第一六〇図の参考として掲げられた写真。

⑤ 『図説 日本文化史大系 別巻』（註③、昭和四十三年九月刊）、六四頁。

⑥ 註③、第一〇九図（写真）、一〇六頁。

⑦ 註⑤、六〇頁。

⑧ 阿部猛「尾張国解文の研究」、昭和四十六年一月、大原新生社刊。

⑨ 『図説日本の歴史 5』（昭和四十九年、集英社刊）、一三八頁の所掲写真。

⑩ 註⑧、一三六頁による。

⑪ 小山登久「太政官符の文章——奈良時代の資料を対象に——」、『大坪併治教授退官記念国語史論集』（昭和五十一年五月、

表現社刊) 所収。

- ⑫ それぞれ、古典保存会複製本の、一四七、表面、二九三、裏面。

- ⑬ 佐藤進一『古文書学入門』（昭和四十六年九月、法政大学出版局刊）、六四頁。

- ⑭ 竹内理三校注『将門記』、『古代政治社会思想』（『日本思想大系8』、昭和五十四年三月、岩波書店刊）所収、三二六頁、三三二頁による。

- ⑮ 真福寺本は古典保存会複製本、八八行目、三三三行目。楊守敬本は貴重古典籍刊行会複製本、一頁八行目、四四頁八行目。

- ⑯ 註⑭、一九二頁、二〇九頁。

- ⑰ 梶原正昭『将門記』（昭和五十年十一月、平凡社刊）、第一冊、一一〇頁、第二冊、六五頁。

- ⑱ 小林芳規編『高山寺本古往来』、『高山寺資料叢書 第二冊』（昭和四十七年三月、東京大学出版会刊）所収の本文による。

- ⑲ 峰岸明、他『寛永三年版 吾妻鑑 卷第二 漢字索引』（昭和五十四年三月、笠間書院刊）、影印本文、四ウ11。

- ⑳ 武田祐吉校注『日本古典文学大系』、四四七頁。本文。  
青木紀元『祝詞』（昭和五十年十一月、桜楓社刊）、一三四頁。本文。

- ㉑ 山田俊雄、築島裕編修『改訂新潮国語辞典——現代語・古語——』（昭和四十九年九月、新潮社刊）、七九四頁。

- ㉒ 佐藤進一、池内義資編『中世法制史料集 第一卷』（昭和五十四年一月、岩波書店刊）、二二頁。

- ㉓ 註⑲、一ウ1。

- ㉔ 註⑲、七九四頁。

〔補注〕 伊木寿一著『増訂 日本古文書学』に、「しばしば用いられたる官符語の一」として「差使さしかひ」があげられている（二二二頁）。これも「使つかひを（に）差さす」と解釈すべきであろう。  
— 弘前大学助教授 —